

背景・目的

昨年6月に改正された建設業法第34条に基づき、中央建設業審議会において建設工事の「工期に関する基準」が策定され、勧告された。

一方で港湾工事は、海上工事が中心のため、工期設定には海象状況等に大きく影響されること、工事で利用するエリアを漁業活動にも利用することから、調整しながら工事を進めていくこと等、陸上工事にはない検討が必要となっている。

このため、中央建設業審議会において策定された建設工事の工期に関する基準に加え、港湾工事の特徴を反映した適正な工期に関する「港湾空港工事の工期の設定に関するガイドライン(仮称。以下同じ)」及び4週8休確保の実現に向け必要となる方策を意見交換会を設置して検討する。

1. 体制

・「港湾工事のあり方検討会」は、各団体の専務理事等と港湾空港工事に関する行政機関の担当課長等より構成する。

- | | | |
|-------|--------------------|-----------------|
| 構成団体等 | ・(一社)日本埋立浚渫協会 | ・(一社)日本海上起重技術協会 |
| | ・(一社)日本潜水協会 | ・全国浚渫業協会 |
| | ・日本港湾空港建設協会連合会 | ・港湾局技術企画課 |
| | ・航空局空港ネットワーク部空港技術課 | ・大臣官房公共事業調査室 |
| | ・国土技術政策総合研究所 | |

2. 意見交換内容

- ① 5団体からの4週8休確保に向けた適正な工期設定に必要な事項と現状と課題及び解決策に係る説明を受け、意見交換を実施。
- ② ①をもとに、当局から4週8休確保に向けた対応策(案)について説明し、意見交換を実施。
- ③ 「港湾空港工事の工期の設定に関するガイドライン」について当局から説明し、意見交換を行う。
- ④ 標準的な工程表の作成

3. スケジュール

令和3年度夏の策定を予定

本ガイドラインは、「工期に関する基準」(令和2年7月30日中央建設業審議会)に加え、気象・海象等の自然の影響を大きく受けるなど特殊な条件下での工事となることや漁業関係者をはじめ多様な関係者との調整が必要となることなど、港湾空港工事の工期の設定にあたり、さらに考慮すべき事項をまとめたものである。

第1章 総論

1)背景

2)港湾空港工事の特徴

- (1)港湾工事
- (2)空港工事

3)港湾空港工事の請負契約及び工期に関する考え方

- (1)建設業法における建設工事(公共工事・民間工事共通)の考え方
- (2)公共工事品質確保法、入札契約適正化法における公共工事の考え方
- (3)下請け契約における基本的な考え方

4)本ガイドラインの趣旨

5)適用範囲

6)工期設定における受発注者の責務

第3章 工程別に考慮すべき事項

1)港湾空港工事で考慮すべき共通の事項

- (1)準備
- (2)年末年始、夏季休暇等
- (3)外的要因に係る不稼働日等
- (4)供用開始にかかる要請等
- (5)工法変更
- (6)後片付け

2)港湾工事で考慮すべき事項

- (1)浚渫・土捨工
- (2)地盤改良工
- (3)基礎工
- (4)本体工
- (5)上部工
- (6)付属工
- (7)消波工
- (8)埋立工
- (9)舗装工
- (10)維持補修工
- (11)構造物撤去工
- (12)仮設工

3)空港工事で考慮すべき事項

- (1)準備
- (2)切削・舗装工
- (3)地盤改良工
- (4)アスファルト舗装工
- (5)コンクリート舗装工
- (6)飛行場標識工
- (7)作業終了時

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- 1)自然要因
- 2)休日・法定外労働時間
 - (1)法定外労働時間
 - (2)週休2日(4週8休)の確保
- 3)イベント
- 4)制約条件
- 5)契約方式
- 6)関係者との調整
- 7)行政への申請
- 8)労働・安全衛生
- 9)工期変更
- 10)その他

第4章 国の発注する港湾空港工事における工期の設定

- 1)週休2日に向けた工期設定
- 2)品質確保調整会議
- 3)試行工事の積極的活用
- 4)休日確保にかかる意識改革
- 5)新型コロナウイルス感染症対策
- 6)契約変更事務ガイドラインの活用

第5章 その他

- 1)ガイドラインの適切な活用
- 2)ガイドラインの見直し

第1章では、「工期に関する基準」及び本ガイドラインを作成した背景や港湾空港工事の特徴、請負契約及び工期に関する考え方※、本ガイドラインの趣旨及び適用範囲、工期設定における受発注者の責務※について記載している。

※ 港湾空港工事含む建設工事全体にかかる記載として主に「工期に関する基準」から引用している。

第1章 総論

1) 背景

2) 港湾空港工事の特徴

(1) 港湾工事

① 多様な関係者

計画、発注、施工の各段階においても地域住民、企業、施設利用者、漁業関係者等との調整が必要。

② 気象海象条件

海象等自然の影響を大きく受けるため、荒天時等の期間を考慮のうえ、現場条件に即した施工計画、安全管理対策が必要

③ 港湾施設の特徴

港湾施設は、建設する海域の波浪等のため大型の施設となり、**海域の条件の違いから形状、施工方法は施設ごとに異なってくる**。施工方法に応じた工程と作業船等資機材の調達にかかる期間を考慮する必要。

(2) 空港工事

① 空港工事特有の制約条件と多様な関係者

航空機の運航に支障が生じないよう、セキュリティ管理された区域で一定の制限のもとに工事を実施。また、工事目的とその影響に応じて航空会社、空港事業者等との調整が必要

(3) 工期とコストの密接な関係

品質・工期・コストの3つの要素はそれぞれ密接に関係しており、ある要素を決定するに当たっては、他の要素との関係性を考慮する必要

3) 港湾空港工事の請負契約及び工期に関する考え方※

(1) 建設業法における建設工事(公共工事・民間工事共通)の考え方

請負契約は受発注者間及び元下間が対等な立場での合意であること。

(2) 公共工事品質確保法、入札契約適正化法における公共工事の考え方

(3) 下請け契約における基本的な考え方

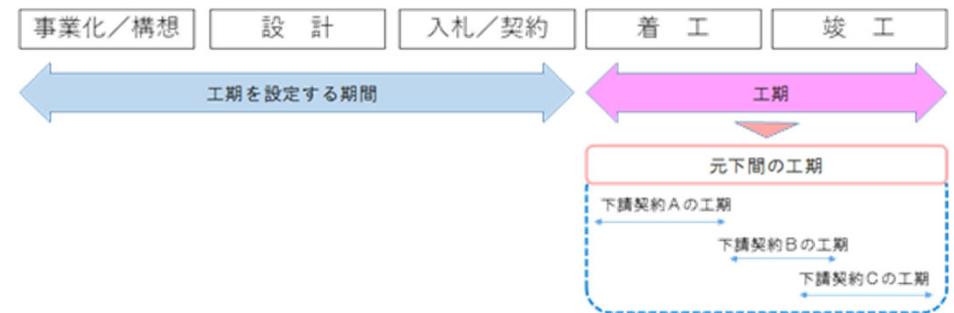
工期の変更契約等が生じる場合、元下間で協議・合意の上、適切に工期や請負代金の額を変更すること。

4) 本ガイドラインの趣旨

- ・「工期に関する基準」に加え、**陸上工事とは違う港湾空港工事の特徴を踏まえ**、港湾空港工事における適正な工期の設定で特に考慮すべき事項として作成。
- ・適正な工期が設定され、**長時間労働の是正等の働き方改革が進むこと**で、港湾建設業が魅力ある産業となり、担い手が安心して活躍できる。
- ・発注者は、港湾建設業が持続可能となることで、**質の高い港湾空港建設サービス**を享受することができ、相互にとって有益な関係構築に資する。

5) 適用範囲

- ・公共工事・民間工事を問わず、**あらゆる港湾空港にかかる建設土木工事を対象**
- ・「工期」とは、工事の着工から竣工までの期間を指す。



6) 工期設定における受発注者の責務※

- ・公共工事、民間工事を問わず、請負契約を締結するに当たっては、**適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要**。
- ・工期設定における発注者/受注者が果たすべき責務について規定

第2章では、自然要因や休日・法定外労働時間、契約方式、関係者との調整、行政への申請、工期変更等、工期全般にわたって考慮すべき事項について記載している

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

1) 自然要因

- ・ 波浪、海霧などの海象条件、降雨や降雪による不稼働日(雨休率設定等)
- ・ 風浪、寒冷・多雪地域における冬期休止期間や作業制限 等

2) 休日・法定外労働時間

(1) 法定外労働時間

- ・ 令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用。
- ・ 厚労省策定の労働時間把握のためのガイドラインを踏まえた対応が必要。
- ・ さらに職住一体の特殊な環境下にある作業船内では、労働時間とそれ以外の時間の線引きが困難。労働時間の範囲の明確化をはかる方策の検討を進める必要。

(2) 週休2日(4週8休)の確保

- ・ 週休2日(4週8休)の定着には、建設業一丸となった意識改革が必要。
- ・ 休日確保評価型試行工事(工期指定)など、工事の特性・状況により交替制勤務の導入も有効な手段の一つと考えられる。
- ・ 週休2日に当たっては、日給制技能労働者等の処遇水準の確保に十分留意し、労務費等その他の必要経費に掛かる見直し等の効果が確実に行き渡るよう、適切な賃金水準の確保等を図る必要。

3) イベント

- ・ 年末年始、夏季休暇、ゴールデンウィーク、地元の催事等に合わせた特別休暇・不稼働日 等

4) 制約条件

供用中施設の改良など安全対策や利用者調整に時間を要することに留意。
また、これに要する経費の割増しの是非について調査検討を進める必要。

- ・ 作業船の回航・えい航・艀装にかかる日数等の制限
- ・ 空港の運用にかかる制限

5) 契約方式

- ・ ECI(技術提案・交渉方式)など契約方式によっては、受注(候補)者が施工段階より前に工期設定に関与する場合があります。受注者の知見を設計図書等に反映し、受発注者双方の協議・合意の上で、施工段階の適正な工期を確保していくことが重要。
- ・ 関与しない場合には、契約の締結に際して、受発注者の協議・合意のうえで工期を決定。協議により工期が長くなる場合は契約条件への反映が必要。

6) 関係者との調整

- ・ 施工前の地元説明会のほか、工事中における地元住民や漁業組合など団体への説明 等

7) 行政への申請

- ・ 海上保安部への海上工事許可申請
- ・ 公有水面埋立てをとまなう工事である場合の設計概要の変更等手続き 等

8) 労働安全衛生

- ・ 安衛法等関係法令を遵守し、労働者の安全を確保するための十分な工期を設定することで、施工の安全性を確保するとともに、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を確保することが必要。
- ・ 契約締結に当たっては、安全及び健康の確保に必要な期間やこれらの経費が適切に確保されることが必要 等

9) 工期変更

- ・ 工期変更等に伴う工期延長や、工程遅延等が生じたにも関わらず工期延長ができず、後工程の作業が短期間での実施を余儀なくされる等の場合は、受発注者間で協議の上、必要な請負代金の額の変更等、適切な変更契約を締結 等

10) その他

「港湾空港工事の工期の設定に関するガイドライン」の詳細 (3/4)

第3章では、港湾空港工事で考慮すべき共通の事項、港湾工事で考慮すべき事項、空港工事で考慮すべき事項について工程別に記載している。

第3章 工程別に考慮すべき事項

1) 港湾空港工事で考慮すべき共通の事項

- (1) 準備 ① 人材の確保 ② 資機材の手配 ③ 関係機関への手続き
④ 作業ヤードと付帯設備の確保 ⑤ 施工計画策定
⑥ 調査・試験・照査
- (2) 年末年始、夏季休暇等
- (3) 外的要因に係る不稼働日等 ① 共通 ② 荒天 ③ 潮位 ④ 泊地・航路
⑤ 環境 ⑥ 供用 ⑦ えい航 ⑧ 空港
- (4) 港湾施設、空港施設の供用開始にかかる要請等
- (5) 現場不一致等による工法変更
- (6) 後片付け ① 完了検査 ② 後片付け・清掃 ③ 原型復旧条件

2) 港湾工事で考慮すべき事項

- (1) 浚渫・土捨工 ① 共通事項 ② ポンプ浚渫工 ③ グラブ浚渫工
④ 土運船運搬工
⑤ リクリーマ揚土、バ・シアンロ・ダ揚土、空気圧送土
⑥ バックホウ揚土
- (2) 地盤改良工
〈海上地盤改良工〉 ① 共通事項 ② 床堀工 ③ 置換工
④ 圧密・排水工 ⑤ 根固工 ⑥ 固化工
⑦ サンドドレーン工
〈陸上地盤改良工〉 ① 共通事項 ② 圧密・排水工
③ 陸上深層混合処理杭
- (3) 基礎工
〈基礎工〉 ① 基礎盛砂工 ② 基礎捨石工 ③ 基礎ブロック工
④ 水中コンクリート工 ⑤ 水中不分離性コンクリート工
⑥ 機械均し ⑦ バックホウ均し
〈被覆・根固工〉 ① 被覆石工 ② 被覆ブロック工・根固ブロック工
③ 水中コンクリート工 ④ 水中不分離性コンクリート工

(4) 本体工

- 〈ケーソン式〉 ① ケーソン製作工 ② ケーソン進水据付工
③ 中詰工
- 〈ブロック式〉 ① 蓋コンクリート工 ② 蓋ブロック工
- 〈場所打式〉 ① 水中コンクリート工 ② 水中不分離性コンクリート工
- (5) 上部工 ① 上部コンクリート工
- (6) 付属工
〈付属工〉 ① 共通事項 ② 防舷材工 ③ 防食工
〈雑工〉 ① 現場鋼材溶接工・切断工
- (7) 消波工 ① 消波ブロック工
- (8) 埋立工
〈埋立工〉 ① 埋立工 ② 土運船運搬工
〈裏込・裏埋〉 ① 裏込工 ② 裏埋土工
〈土工〉 ① 土工
- (9) 舗装工 ① コンクリート舗装工
- (10) 維持補修工 ① 維持塗装工 ② 防食工
- (11) 構造物撤去工 ① 取壊し工 ② 撤去工
- (12) 仮設工 ① 仮設道路工

3) 空港工事で考慮すべき事項

- (1) 準備
- (2) 滑走路等の切削・舗装工工
- (3) 滑走路等の地盤改良工
- (4) アスファルト舗装工
- (5) コンクリート舗装工
- (6) 飛行場標識工
- (7) 作業終了時

第4章では、国が発注する港湾空港工事における工期の設定にかかる基準及び適正な工期の設定にかかる取り組みを記載している。

第4章 国の発注する港湾空港工事における工期の設定

1) 週休二日に向けた工期設定

(1) 港湾工事

- ① 準備期間を陸上工事30日間、海上工事45日間を最低限の日数とすること
- ② 施工期間は施工数量を、1日あたり作業能力で割り戻して実日数を算定し、これに供用係数を乗じて設定することを基本とすること
- ③ 後片付け期間は陸上工事、海上工事とも20日間を最低限必要な日数とすること
- ④ その他
 - ・ 漁業関係者などとの調整で現場での作業不可期間がある場合は、その期間を考慮した工期の設定を行うこと。
 - ・ 試行工事を積極的に活用すること。
- ⑤ 工期の適切な変更について 等々

(2) 空港工事

- ① 準備期間は工種区分に応じ最低30日若しくは40日を最低必要日数とすること
- ② 施工に必要な実日数は、「空港土木請負工事積算基準」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出する。
- ③ 雨休率は、休日と降雨降雪日の年間の発生率とし設定する。
- ④ その他の不稼働日
- ⑤ 後片付け期間は、14日を最低限必要な日数とする。
- ⑥ 工期設定の条件明示 等々

※(1)(2)の詳細はガイドライン本文にて。

2) 品質確保調整会議

- ・ 適正な工期設定を含む契約内容について十分に理解・合意したうえで円滑な工事の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた「品質確保調整会議」を工事着手前、設計変更事象発生時等において開催。

3) 港湾工事における試行工事の積極的活用

- ・ 港湾工事は地域の事情や施設の供用開始日が決まっている等の理由で工期延長ができないことも多い。工期を延長せずに、**技能者の休日を確保**するために『休日確保評価型試行工事（工期指定）』等の**試行工事を積極的に活用**する。

4) 休日確保にかかる意識改革

- ・ 受発注者間、元下間の意見交換会等を通じて、すべての関係者の休日取得にかかる**意識を高めていく**。

5) 新型コロナウイルス感染症対策

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等の取組に当たっては、作業効率の低下や、作業員の減少に伴う工程遅延が発生し、適正な工期を確保できなくなった場合は、「品質確保調整会議」で協議のうえ、必要に応じて適切な工期延長等の対応をすることが必要。

6) 契約変更事務ガイドラインの活用